

北朝鮮のミサイル発射に関する意見書

去る3月6日午前7時34分ごろ、北朝鮮が日本海に向けて4発の弾道ミサイルを発射し、そのうちの3発が日本海上の我が国の排他的経済水域に落下したものと推定されている。

我が国や国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり自制を求めてきたにもかかわらず、再び発射を強行したことは、東アジア地域の平和と安定を損ねる行為であり、断じて許すことができない。

さらに、ミサイルの発射に関しては、在日米軍基地を攻撃する任務を担当する部隊が参加したとの情報もある。

こうした中、在日米軍基地が所在する本市として、基地がミサイルの標的となり、万が一にも攻撃される事態となれば、基地のみならず、周辺地域にも甚大な被害が想定され、市民にとって重大な脅威となり得るものであり、決して看過することはできない。

よって、国におかれては、北朝鮮がこのようなミサイル発射及び在日米軍基地を標的とした訓練を繰り返すことのないよう、抑止力の向上を図り、北朝鮮に対する毅然とした対応を求めると同時に、市民の生命と財産を守る観点から、実効性のある必要かつ十分な措置を講じるよう、求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

岩 国 市 議 会